

各務原市地域公共交通会議委員等の報償費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第13条第2項に基づく各務原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の委員の報償費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費)

第2条 報償費は、学識経験者及び会長が必要と認めた者に支払うものとする。

2 報償費の額は、日額10,500円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、報償費に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月25日から施行する。